

御船町農業委員会会議録

令和3年8月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和3年8月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 13時30分～14時50分
2. 場 所 御船町保健センター2階 研修室

3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	なし						
最適化推進委員	10名						

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 5 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 報告第19号 非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
係 長	緒方	弘和
主 査	前川	俊司
主 事	本田	美里

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思います。審議に入る前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員14名全員の出席をいただいております。御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいております。

りますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員10名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、8月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いたします。

議 長

こんにちは。台風が三つも四つも発生しましたが被害もなく済んだようです。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名いたします。2番 荒木委員、3番 坂本委員よろしくお願いたします。

それでは、議案第30号を提案いたします。事務局の説明をお願いたします。

事務局

議案書の1ページをお願いたします。

議案第30号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年8月10日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。

2ページをお願いたします。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △の一部

地目：畑 面積：△m²の内△m²

申請者の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：農道 理由：4条県許可

以上になります。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。今月4条は1件の申請が上がっております。それでは、担当の竹崎委員説明をお願いたします。

13 番

はい、農地の区分として第1種農地及び第3種農地にいずれにも該当しない生産性の低い農地で、10ha未滿の広がりになります。転用の面積は、649m²の内113.29m²。申請地は、役場から約7.6km離れた北側、南側が農地、西側が通路、東側が通路に面した集落に在る農地です。申請人は、町内で農業を営む個人で以前から利用していた通路では、道幅が狭く通行に不便していました。広域農道として整備されている道路に接道することにより人・車の交通安全の向上のため、又、近隣の住民の方の往来がスムーズになるように道路計画をしたものです。説明資料の4ページを開いてください。図面があります。4条の左右の農地は、申請人所有の農地であります。6ページの写真のとおり、既に利用している状況であり、始末書が提出され

ております。2 ページに帰っていただいて、一般基準の該当する事項につきましては、何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。写真を見て判るように、以前から道路として確立しているようです。この件は 5 条との関連もありますが、今の説明を受けて、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員
議 長

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案 31 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

今回 5 条の申請が 7 件ありますので、順に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：農道 理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積：△m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

貸人の住所・氏名：〇〇市〇〇町〇〇△-△ 〇〇 〇〇

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5 条使用貸借権設定（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積：△m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇□棟△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5 条使用貸借権設定（県許可）

2 筆目です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑

面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△-△-△

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：同上

転用目的：個人住宅 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 有限会社 〇〇〇〇

転用目的：資材置場 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△

〇〇 〇〇（持分2分の1）

〇〇 〇〇（持分2分の1）

転用目的：貸資材置場 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号⑥

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑

面積：△m²の内△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町△-△-△号

〇〇マンション 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号⑦

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑

面積：△m²の内△m²

譲渡人の住所・氏名：同上

譲受人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△-△

〇〇貸家□棟 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5条所有権移転（県許可）

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、申請番号①から、担当の竹崎委員から説明をお願いいたします。

13 番

はい、土地の区分は先程と一緒に、第1種農地及び第3種農地にいずれにも該当しない生産性の低い農地です。転用目的は先程と一緒にです。10ページの地図と12ページの写真をご覧ください

ださい。これも先程と同じで、道が出来上がっております。売買も終わっているようです。排水については、広域農道の〇〇の側溝へ流れていくということです。一般基準の該当する事項については、適当と判断しております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長
13 番
議 長
事務局

はい、ありがとうございました。これは、畑の一部ですね。そうです。

分筆しなくてもいいのですか。

今回、4条と5条同一の場所になります。5条の方は、面積が△㎡で道路部分が分筆されています。4条の方は分筆されていない土地です。△番地△の一部を道路に転用するということです。〇〇の用地買収の関係で測量・立会が行われていまして、5条の部分は買収の範囲に入っていますので、分筆がされております。4条の方は、自己所有地ということで分筆をしなくても農地法上も問題ないということで、分筆はされておられません。5条は売買なので、分筆しなければならないということですね。

議 長
2 番
事務局

農道に転用するのに、分筆しなくてもいいのですか。土地を畑部分道路部分と分けることが望ましいが、課税上のこととなりますが、今回測量した図面があり明確に分かれていますので、絶対分筆しなければならないというものではありません。売買になれば、分筆することになります。

議 長
全委員
議 長

他に、ご質問・ご意見はございませんか。

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について、担当の大西委員説明をお願いいたします。

6 番

はい、7月29日に事務局の緒方さん前川さんと中川推進委員と現地確認を行いました。まずは場所の説明をします。お手元の説明資料の16ページの地図をご覧ください。役場より13.6kmほど離れた〇〇集落にある農地です。〇道△号線を〇〇町方面へ進み〇〇郵便局から右折し3kmほど進んだ自宅に隣接する畑です。18・19の写真のように家庭菜園として管理されておりました。見取り図は17ページようになっておりました。北側U字溝による側溝が設けてあり、生活排水・汚水は合併浄化槽にて処理をするということです。次に14ページをお開きください。第2種農地で353㎡です。転用目的は、個人住宅になります。一般基準の1から10の該当する事項は適

当と判断します。排水同意書、隣接同意書も取れています。以上のことから、許可相当と判断します。皆様の審議をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございました。これは、家族で名義がこれだけあるということでしょう。

6 番 故人である〇〇 〇〇さん名義の土地であり、その奥さんと子供さん 3 人が相続人ということで、申請人はお孫さんであります。

2 番 相続が済んでいないので、4 人の連名になっているのでしょうか。
議 長 ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③について、担当の坂本委員お願いいたします。

3 番 7 月 28 日に役場の緒方係長・前川さん、大森推進委員の 4 名で現地を確認いたしました。20 ページになります。場所は、23 ページに地図がありますが、〇〇のコンビニから〇〇の側道へ至る道とその側道とが接する所になります。〇〇の寺の子供さんが申請人になります。お母さんの土地と耕作されていない隣の土地を合わせたの案件になります。お母さんからは貸借関係、隣の人からは購入という形で、転用の申請が上がっております。21 ページにありますように、第 2 種農地であります。一般基準の該当する事項は全て適当と判断します。ただ、写真でも判るように、申請地の一番高い部分に家を建てられるようなので、台風等の風の影響が心配される場所ではあります。また、以前から住み慣れた御船町に家を建てたいというのは、嬉しく思います。以上のようなことから、総合的に妥当と判断しました。皆様の審議をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

2 番 ここは、現在何か耕作されていますか。

3 番 更地になっています。隣が住宅会社の展示場になっています。
議 長 事務局にお願いですが、地図を作成するときは地番を入れるなどして、判り易いものを準備していただければと思います。

事務局 次回から工夫して判り易いものにしたいと思います。

議 長 他に、ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④
について、担当の森田委員をお願いいたします。

7 番 はい、説明資料は 27 ページから 34 ページになります。まずは場所の説明をします。お手元の説明資料の 31 ページの地図をご覧ください。7 月 29 日に事務局と池田委員、藤岡委員、永本推進委員と現地を確認しました。現地は〇〇から東に約 100 メートル行ったところの〇〇の奥の農地になります。地目は畑になりますが、現状も畑（樹木）があり、隣地とは約 4m の高低差があり状態です。次に 28 ページをお開きください。今回、申請地の農地区分は第 2 種農地になります。申請面積は Δ m^2 で、転用目的は資材置場になります。申請人は隣接地の不動産業、建築業等を営んでいる法人で、町内の建築現場に散乱している資材をまとめるために、隣接地の所有者と売買に伴う合意を得られ農地法第 5 条申請に至っております。今回の申請地については、32 ページの配置図を見ていただいても分かるように、隣接の農地があることから、隣接同意書をもらいに行きましたが、同意書の押印がもらえなかったため顛末書がついております。また、一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、適当と判断します。ただ、隣の Δ 番地が昨年資材置場ということで申請がありましたが、雨水処理の事業計画書が出ておりましたが、計画通りに行っていないということで、今回は、必ず計画通りに申請人所有の側溝へ流れるようにと話をしました。このことについては、別紙で今日事業計画書がお手元に届いていると思います。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。排水が繋がっていないということですか。

7 番 前回申請されたところの西側が今回の申請地になり、その西側が農地になっております。前回の計画では、雨水は申請者の敷地へ流すことになっておりましたが、現状はそのようになっておりません。今回は必ず計画通りに申請者側に流れるようにと、お願いしているところです。

議 長 32 ページの図面で言えば、どこに U 字溝があるのですか。

7 番 倉庫の東側に矢印がありますが、そこが側溝になり道路に繋がっています。全体的に西側が低くなっています。

- 議 長 同意書に印鑑がもらえなかったとは、どういうことですか。
- 7 番 今後、隣接の土地についても、売買の話が進んでいるようではありません。
- 2 番 申請地と道路の間は、申請者の敷地なのですか。
- 7 番 申請者の敷地です。現在の敷地の奥の方が、今回の申請地になります。
- 12 番 昨年でしたか、この土地は非農地の申請がありませんでしたか。
- 8 番 非農地申請がありましたが、柿の木が植えてあったので認められませんでした。
- 12 番 農地転用に直接関係はないと思いますが、事業計画書をみると、8m位の盛土することになるとと思いますが、災害対策としてはどのような対応をされるのでしょうか。
- 事務局 現地調査をした時に、農地法以外の法律についても確認をしております。今回申請面積は△㎡ということで、盛土をすることについては、県とか国の許可は不要となっています。面積が3,000㎡以上等の基準を超えれば、農地法以外の許可が必要になります。今回断面図等を付けていただいたのは、土留ではなく土羽で仕上げるということでしたので、住宅街に接しているわけではないですが、崩れた際にどうするかについては、現地調査時に委員から意見はありました。盛土についての規制は特段ありませんが、安定勾配を設け、崩れないような施工をしてくださいということをお願いしております。
- 議 長 断面図の土留の下の方の所有者から、印鑑を貰えなかったということですか。
- 事務局 そうです。
- 議 長 農地ですか。
- 事務局 地目は農地ですが、栗が植えてありますが、荒れてはいます。
- 議 長 4mの高低差に土羽を打つということですか。
- 7 番 そういうことです。
- 12 番 盛土を盛りっぱなしのままでは、崩れてしまうのは目に見えています。
- 7 番 昨年申請された土地も盛土してありますが、今回の申請地の方へ雨水が流れている状態です。今回4㎡位盛土をしますと、自然と隣接地へ雨水が流れてしまいます。水勾配を作り隣接地へ雨水が流れないように施工するよう念を押しております。
- 事務局 盛土にしても、雨水の処理に関しても当初の計画に問題がある

ようなので、改善策として再度事業計画書・土地利用計画図兼排水計画図が提出されました。事業計画書の中で、被害防除方策として、万が一被害が発生した場合の責任所在について示されております。これからも、いろいろな申請が出されると思いますので、この工事が終わった後、地元の委員さん達で計画通り施工されているかを現地確認していただければと思います。

議 長
全委員
議 長

他に、ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤について、担当の坂本委員をお願いいたします。

3 番

申請番号③の後に、緒方係長・前川さんと大森推進委員 4 名で確認をしました。申請地では、野菜を作られていましたが、売りに出ていました。近くに電柱を設置する等の工事をする大規模な電気屋さんがあり、資材置場を探しておられたということです。道路も狭く、宅地としては難しいと考えられていたようですが、丁度資材置場としての話が持ち上がったということです。個人的なことになりますが、38 ページの地図の申請地の南の方に私の土地があります。そちらの方からでないかと、電柱を積載した車両は進入できません。私道の形にはなりますが、通らせてくださいとのことでした。2 人での申請になっていますが、奥様が電気屋さんの娘さんで、後を継がれると思われるご主人とで登記されるということです。私達農業者としては、耕作されている農地が手放されるのは忸怩たる思いではありますが、消極的賛成ということで妥当と認めます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。この電気屋さんは以前にも審議に上がりませんでしたか。

12 番
議 長
全委員
議 長

それは、〇〇町の電気屋さんだったと思います。

他に、ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑥⑦について、徳永委員説明をお願いします。

9 番

今回は、親子で家を建てるとということです。申請内容は⑥、⑦については、同一地番、同一の転用内容ですので併せて説明します。まずは、今回の申請地の場所の説明をします。お手元の

説明資料の 44 ページの地図をご覧ください。〇〇の近くで、通称〇〇通り沿いになります。7 月 29 日に事務局と川地推進委員と現地を確認しました。場所は〇〇小学校から南に約 600m 行った集落内の農地になります。地目は畑になります。現況については、46 ページの写真をご覧ください。見てのとおりに不耕作状態にあります。次に 42 ページをお開きください。申請地の農地区分はおおむね 10ha 以上の農地の広がりのある第 1 種農地になります。通常、第 1 種農地は原則転用不可ですが、集落に接続した状態であるため例外的に転用ができる土地になります。申請面積は△㎡の一部(⑥△㎡ ⑦△㎡)で、転用目的は、個人住宅になります。申請人は嘉島町で居住している個人で、近年の自然災害等があるため高台の用地を探していました。申請地の土地所有者と売買による合意をしたので、今回の申請に至っております。42 ページをご確認ください。一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、すべて適当と判断します。以上のようなことから、総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

3 番 住宅を建てる場合 4m の道路が必要と聞いていますが。
8 番 個人住宅への進入道路なので、4m の道路に 2m 以上接している
るので問題ないと思います。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 32
号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 6 ページをお願いします。
議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定
に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 8 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
7 ページに利用権設定等状況一覧表の再設定分を掲載して
おります。合計値のみ読み上げます。今月は 12 件でした、田の
19,834 ㎡、計の 19,834 ㎡です。続いて、議案書の 8 ページを
お願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地
利用集積計画を定める。

令和 3 年 8 月 10 日提出 上益城郡御船町。

令和3年第8回農用地利用集積計画総括表になります。左側に今月分、右側に本年の累計があります。合計値を読み上げます。今月分が、田の19,834㎡内再設定が19,834㎡、計の19,834㎡内再設定が19,834㎡です。本年累計です。田の279,698㎡内再設定が89,288㎡、畑の119,097㎡内再設定39,773㎡となります。計の398,795㎡内再設定が129,061㎡です。所有権移転が5,783㎡となります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、今の説明について承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、報告第19号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の10ページをお願いします。

報告第19号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和3年8月10日提出 御船町農業委員会。

11ページをお願いします。7月非農地の現地確認を高木地区、田代地区、御船地区で行っております。計の11筆14,942㎡を非農地と判断しましたので、非農地通知書を発行しております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

12番

現地確認は、以前は3人で行っていたと思いますが。

事務局

ご指摘の通り2人以上3人で現地確認をしておりました。2人以上ということにはなっていて、2人でも問題はありません。何故3人で行っていたかという、2人の場合意見が分かれたときに判定が出来なくなりますが、3人の時は奇数になり意見が分かれても、判定が出来ることになります。8月下旬に農地利用状況調査を行いますので、その時に新任委員さん等にも非農地確認の仕方を説明しようと思っています。それ以降は出来るだけ3人で現地確認出来るようにしたいと思います。受付時に、ある程度申請者から現地の状況を伺い、非農地相当かどうかを事前に確認はしていました。4月からの分は文句なしの非農地ばかりではあり、意見が割れることもありませんでした。事務局も、その人数に入りますか。

議長

事務局

事務局は、その人数に含まれません。参考までに申しあげますが、非農地の確認方法は市町村によって様々ではありますが、御船町では、申請後に現地確認をする形をとっております。国の考え方としては、農地利用状況調査等で、農業委員会がB判定

をしたら非農地通知を出しなさいということです。以前非農地の判定は、現地でチェックシートを書いて、この農業委員会の場で承認を取らなければならなかったのですが、今は、担当委員さんの判定結果で先に通知を出して、農業委員会へは報告すればいいとかなり緩和されています。非農地を国としてもどんどん出しなさいというような方向になってきております。今後の課題ではありますが、申請が無くても非農地として判断できるところは、非農地通知を出すことも検討していく必要があるかと思えます。

議 長

はい、それではこれで、本日の議案審議は終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

2 番

①

3 番

①